

公益社団法人熊本県トラック協会
研修会館（別館）利用規程

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人熊本県トラック協会研修会館（別館）（以下「会館」という。）の適正な維持管理及び会員等の利用促進を図るため、その利用方法等について定めるものとする。

（利用者の範囲）

第2条 この会館を利用できる者は、公益社団法人熊本県トラック協会（以下「協会」という。）の会員（従業員を含む。）及び協会の関係団体等で協会が利用するに支障のないものと認めた者（以下「関係団体等」という。）とする。

（施設の範囲）

第3条 利用できる会館の施設は、次のとおりとする。

- (1) 2階研修室
- (2) 2階小会議室
- (3) 屋外駐車場

（利用時間）

第4条 会館の利用は原則として平日の午前8時30分から午後5時30分までとする。

但し、協会が特に認めた場合には、土曜日、日曜日、祝祭日の利用も出来るものとする。

（申込み）

第5条 会館を利用しようとする者は、利用申込書（別記様式1）に所要事項を記載し、協会に申込みものとする。この場合において、申し込みは当該利用日の2か月前より行うことができるものとする。

2 協会は、関係団体等の利用申込受付の際、利用責任者の身分証明書又はこれに代わるものの提示を求めることができる。

（承認）

第6条 前条の利用承認は、申込順によるほか、申込人数及び利用事情を勘案して行うものとする。

（料金の納付）

第7条 利用者は、別表に定める会館利用料金を利用日の2日前までに協会に納付しなければならない。なお、当日又は利用日前日に申込の取り消しを行う場合は、納付した会館利用料金の返却は行わないものとする。

（利用の取消）

第8条 利用の申込を取り消す場合は、速やかに協会に申し出るものとする。

(利用者の義務)

第9条 会館を利用する者は、掲示物、持込物品等がある場合は事前に承認を得るとともに協会の指示に従わなければならないものとする。

2 利用にあたっては、事故等がないよう十分に注意を払うとともに、事故等が発生した場合は、直ちに協会に報告するものとする。

(利用取り消し及び中止等)

第10条 協会は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用取り消し又は中止を行うことができるものとする。

(1) 申込が他人名義で行われたとき

(2) 申込書の記載内容と利用目的、人員等が著しく相違するとき

(3) 会館の設備、什器備品を故意に破損、汚損または滅失したとき

(4) 風紀秩序を乱し、他に重大な迷惑をかけたとき

(5) その他、会館運営に支障をきたす行為をしたとき

2 協会は前項の取り消し又は中止により生じた利用者の損害について責任を負わないものとする。

(事故損害)

第11条 利用責任者は、会館利用に際して起こった事故損害(利用者の責任に起因するもの)の一切について、その責を負うものとする。

(損害の賠償)

第12条 利用者が故意または過失によって、建物、什器備品等を破損、滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(原状回復)

第13条 承認を得た利用者がその使用を終えたとき、又は利用中止の指示を受けたときは、管理者の指示に従い、直ちに使用場所を原状に復さなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、管理者がこれを履行し、その費用は利用者が負担するものとする。

附則 この規程は、平成28年4月1日より施行する。 別表(料金)

名 称	料金内訳 (税 別)	
会議室研修会議室 (東側)	1日 4,000円	半日 2,000円
会議室研修会議室 (西側)	1日 4,000円	半日 2,000円
会議室研修会議室 (小会議室)	1日 2,000円	半日 1,000円
附帯料金 (マイクセット)	1日 500円	半日 250円
附帯料金 (テレビ・DVDプレイヤー)	1日 500円	半日 250円
冷暖房料金 (半面)	1日 800円	半日 400円
駐車場利用料 (一式)	1日 1,000円	半日 500円